

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第32期第3四半期
(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 成松 義文

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理本部長 島田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第3四半期 連結累計期間	第32期 第3四半期 連結累計期間	第31期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	71,885	68,396	93,789
経常利益	(百万円)	5,443	3,371	6,668
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,758	1,875	2,849
四半期包括利益又は 包括利益	(百万円)	2,862	1,842	2,947
純資産額	(百万円)	78,563	78,179	78,647
総資産額	(百万円)	93,291	91,627	94,030
1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	42.48	28.90	43.89
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	42.38	28.80	43.77
自己資本比率	(%)	83.8	85.0	83.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,648	4,200	6,311
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,526	5,501	922
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,241	2,289	2,277
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	23,840	24,455	28,070

回次		第31期 第3四半期 連結会計期間	第32期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり 四半期純利益金額	(円)	27.44	16.56

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第31期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

連結子会社の会社分割（新設分割）および新設会社の株式譲渡

当社は、平成23年12月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社いいもの王国（以下、「対象会社」といいます。）の雑貨販売事業を会社分割（新設分割）し、新たに設立する新設会社に承継させた上で、同新設会社の株式全部を150百万円で池森賢二氏に譲渡することおよび本会社分割後、対象会社を特別清算することを決議し、それに基づき対象会社と池森賢二氏との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

また、対象会社の商号を株式会社いいもの不動産へ変更すること、ならびに本会社分割に伴い新設会社となる当社孫会社の商号を株式会社いいもの王国（以下、「新設会社」といいます。）とすることを併せて決議いたしました。なお、平成24年2月1日に会社分割および株式譲渡を実施し、これにより新設会社は当社の連結子会社に該当しないこととなりました。

本契約等の概要は、以下のとおりであります。

1 会社分割の目的および商号変更の理由

対象会社において事業運営している雑貨販売事業を包括的に譲渡するため、当該事業の継続に直接必要のない権利義務、具体的には、当社からの借入金および当該借入金を被担保債務とする抵当権が設定された不動産を除く、当該事業に属する一切の権利義務を、新設分割の方法で新設会社に承継しております。

また、お客様ならびにお取引先様との関係継続性に鑑み、株式会社いいもの王国の商号を、本会社分割に伴い対象会社から新設会社に承継するため、対象会社の商号を株式会社いいもの不動産に変更いたしました。

2 株式譲渡の目的

当社は、平成12年8月に対象会社への出資を行い、以後、当企業集団の一角として雑貨販売の拡販に取り組んでまいりました。しかしながら、当社が経営体質の強化を目的とした事業の選択と集中を進めていく中で、現時点で当該事業を譲渡することが、当社および当該新設会社にとって更なる成長の足掛かりになると判断し、会社分割および株式譲渡を実施いたしました。

3 新設分割の概要

(1) 会社分割の条件・方法

対象会社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする物的分割であります。

(2) 会社分割の期日

平成24年2月1日

(3) 分割に際して発行する株式および割当

新設会社は、本分割に際して普通株式100株を発行し、その全てを分割会社に割り当てます。

(4) 新設会社が承継する権利義務等

新設会社が分割会社から承継する権利義務は、平成24年2月1日付の分割契約書に別段に定めのあるもの（当社からの借入金および当社が借入金の担保として抵当権を有する対象会社の本社建物・土地の不動産）を除いた、分割効力発生日現在の雑貨販売事業に属する資産・負債、雇用契約などの権利義務となります。

(5) 新設分割承継会社となる会社の概要

商号	株式会社いいもの王国
代表者	代表取締役社長 田多井 毅
住所	横浜市栄区飯島町109番1号
資本金	10百万円
事業内容	雑貨販売事業等

4 新設分割承継会社の株式譲渡の概要

(1) 株式譲渡先

氏名	池森 賢二（東京都港区）
当社との関係	同氏は当社の名誉会長であり、当社の発行済株式の8.88%を保有しております。また、同氏が議決権の過半数を有する株式会社は、当社の発行済株式の13.05%を保有しております。

(2) 新設会社の株式に係る譲渡株式数および譲渡前後の所有株式数の状況

譲渡前の分割会社所有株式数	100株	(分割会社所有割合：100%) (議決権の個数：100個)
譲渡株式数	100株	
譲渡後の分割会社所有株式数	0株	(分割会社所有割合：0%) (議決権の個数：0個)

(3) 株式譲渡日

平成24年2月1日

(4) 株式譲渡価格

150百万円

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当企業集団が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による供給制約・電力不足のため、期初に生産および輸出が大幅に落ち込み、その後、制約の解消に伴い景況はいったん回復に転じたものの、後半は海外経済の停滞、欧州債務危機、さらにタイの洪水災害などの影響により再び減速するなど、総じて厳しい状況が続きました。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、アテニア化粧品の不振や中国政府による食品の輸入規制などにより、全体では68,396百万円（前年同期比4.9%減）となりました。

損益面では、人件費の削減などコストの効率化を推し進めたものの、ダイエットサプリメント「カロリーミット」のTVCMを実施したことなどにより広告宣伝費が前年同期に比べて増加し、営業利益は3,462百万円（前年同期比37.6%減）、経常利益は3,371百万円（前年同期比38.1%減）、四半期純利益は1,875百万円（前年同期比32.0%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

化粧品関連事業

売上高

化粧品関連事業の売上高は35,088百万円（前年同期比4.5%減）となりました。

	平成23年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成24年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ファンケル化粧品	28,795	78.4	27,960	79.7	2.9
アテニア化粧品	6,842	18.6	6,212	17.7	9.2
その他	1,112	3.0	915	2.6	17.7
合計	36,749	100.0	35,088	100.0	4.5

	平成23年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成24年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	18,903	51.4	18,018	51.4	4.7
店舗販売	11,890	32.4	11,393	32.5	4.2
卸販売他	1,877	5.1	1,660	4.7	11.6
海外	4,077	11.1	4,016	11.4	1.5
合計	36,749	100.0	35,088	100.0	4.5

ファンケル化粧品は、「マイルドクレンジングオイル」や「洗顔パウダー」など主力製品が堅調だったものの、メイク製品などが振るわず、27,960百万円（前年同期比2.9%減）となりました。

アテニア化粧品は、9月にリニューアル新発売した「クラスAベーシックスキンケア」が堅調に推移しているものの、前年同期に実施した新基礎化粧品2ラインの特別価格キャンペーンの反動減などにより、6,212百万円（前年同期比9.2%減）となりました。

販売チャネル別では、通信販売は18,018百万円（前年同期比4.7%減）、店舗販売は11,393百万円（前年同期比4.2%減）、卸販売他は1,660百万円（前年同期比11.6%減）、海外は4,016百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

営業損益

損益面では、減収になったことおよび平成24年3月に予定しているファンケル化粧品のブランド再構築に係る費用が発生したことなどにより、営業利益は4,032百万円（前年同期比26.2%減）となりました。

栄養補助食品関連事業

売上高

栄養補助食品関連事業の売上高は20,738百万円（前年同期比2.2%減）となりました。

	平成23年3月期 前第3四半期連結累計期間		平成24年3月期 当第3四半期連結累計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	9,015	42.5	8,827	42.6	2.1
店舗販売	5,582	26.3	4,985	24.0	10.7
卸販売他	4,691	22.1	5,418	26.1	15.5
海外	1,915	9.1	1,507	7.3	21.3
合計	21,205	100.0	20,738	100.0	2.2

製品面では、ダイエットサプリメント「カロリーミット」が大幅に伸長したものの、中国政府による食品の輸入規制などにより減収となりました。

販売チャネル別では、通信販売は8,827百万円（前年同期比2.1%減）、店舗販売は4,985百万円（前年同期比10.7%減）、卸販売他は5,418百万円（前年同期比15.5%増）、海外は1,507百万円（前年同期比21.3%減）となりました。

営業損益

損益面では、減収になったことおよびダイエットサプリメント「カロリーミット」に対するマーケティング費用が前年同期に比べて増加した結果、営業利益は1,056百万円（前年同期比37.7%減）となりました。

その他
売上高

その他の売上高は12,569百万円（前年同期比9.8%減）となりました。

	平成23年3月期 前第3四半期連結累計期間 (百万円)	平成24年3月期 当第3四半期連結累計期間 (百万円)	伸び率 (%)
発芽米事業	2,224	2,207	0.8
青汁事業	2,879	2,622	8.9
いいもの王国通販事業	5,853	5,173	11.6
その他の事業	2,972	2,565	13.7
合計	13,930	12,569	9.8

発芽米事業は、卸販売他が増収となったものの、その他のチャネルが振るわず、2,207百万円（前年同期比0.8%減）となりました。

青汁事業は、主力の「ケールまるごと搾り」は前年並みを維持しているものの、その他の製品群が振るわず、2,622百万円（前年同期比8.9%減）となりました。

いいもの王国通販事業は、採算性を重視してマーケティング費用を抑制した結果、5,173百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

その他の事業は、雑貨事業の再構築に伴い在庫品をセール価格で販売したことなどにより、2,565百万円（前年同期比13.7%減）となりました。

営業損益

損益面では、発芽米事業の原価率改善による黒字幅の拡大などにより、営業損失は前年同期に比べて31百万円縮小し、304百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は24,455百万円となり、前連結会計年度末より3,614百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,200百万円（前年同期は3,648百万円の収入）となりました。この内訳の主なものは、税金等調整前四半期純利益3,284百万円、減価償却費2,499百万円およびその他の流動負債の増加額422百万円などによる増加と、法人税等の支払額2,050百万円などによる減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は5,501百万円（前年同期は2,526百万円の支出）となりました。この内訳の主なものは、有価証券の取得による支出4,000百万円、有形固定資産の取得による支出1,848百万円および無形固定資産の取得による支出1,359百万円などによる減少と、有価証券の売却及び償還による収入1,502百万円などによる増加であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は2,289百万円（前年同期は2,241百万円の支出）となりました。この内訳の主なものは、配当金の支払額2,182百万円および自己株式の取得による支出53百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念及び経営の基本方針について

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・「人間大好き企業」のファンケルグループは、世の中の「不」の解消を目指し、安心、安全、やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」をすべての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「＜美＞と＜健康＞をテーマに『不』のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ 企業価値の源泉について

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充のほか、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の新しい価値を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み

中期3ヵ年経営計画は、東日本大震災の影響もあり、戦略の見直しをせざるを得ない状況となったため、現在練り直しを図っております。

平成24年3月期は「平成24年春のブランド再構築の準備の年」と位置付けており、ブランド再構築に向けたマーケティングおよびコミュニケーションプランの具体化を進めております。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性・透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

また、経営の監督機能と業務執行の分離を図る目的で平成11年6月より執行役員制度を導入しております。平成16年6月には社長、専務、常務などの役付取締役を廃止し、執行役員にその役位名称を付すこととしました。また、平成17年6月には、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しております。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年6月19日の第30期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご承認いただいた当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの具体的内容（前記 ないし の具体的内容を含みます。）は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fancl.co.jp/corporate/news/main_news_2010.html）「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（2010年5月20日リリース分）に掲載しておりますので、そちらをご参照願います。

前記 の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様のお意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要な範囲内の対抗措置であると考えます。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記 の取組みは前記 の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発関連費用の総額は1,778百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、新たに経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は、前連結会計年度末に比べて2,402百万円減少し、91,627百万円となりました。この要因は、流動資産の減少1,786百万円および固定資産の減少615百万円であります。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金の減少2,610百万円および受取手形及び売掛金の減少341百万円と有価証券の増加1,436百万円であります。固定資産の減少の主な要因は、敷金及び保証金、長期貸付金および繰延税金資産の減少による投資その他の資産の「その他」の減少878百万円とシステム投資による無形固定資産の増加365百万円であります。

負債は、前連結会計年度末に比べて1,934百万円減少し、13,448百万円となりました。この要因は、流動負債の減少1,416百万円および固定負債の減少517百万円であります。流動負債の減少の主な要因は、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少1,021百万円および賞与引当金の減少464百万円であります。固定負債の減少の主な要因は、退職給付引当金の減少433百万円であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて468百万円減少し、78,179百万円となりました。この主な要因は、配当金の支払いによる減少2,206百万円および新株予約権の減少49百万円と四半期純利益1,875百万円による増加であります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末と比べて1.8ポイント上昇し、85.0%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当企業集団は、「無添加化粧品」の通信販売から事業を開始し、現在では化粧品以外に栄養補助食品、発芽米、青汁などの事業を行い、通信販売チャンネル以外に店舗販売、卸販売と販売チャンネルを広げております。ビジネス規模の拡大に伴い当社のブランドイメージが多様化しており、当社の強みである「無添加」の価値、健康に対する「研究開発」や「専門性・安全性」をお客様に伝えきれておりませんでした。平成24年春の「ブランド再構築」により、当社の強みをお客様にしっかりとお伝えしていくことが、企業価値の向上に繋がるものと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」をご参照願います。

また、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の課題と位置付け、「内部統制基本方針」に基づき、当社代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置して内部統制の強化を図っております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,838,000
計	233,838,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,176,600	65,176,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	65,176,600	65,176,600		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年9月12日
新株予約権の数(個)	9,280(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	928,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,098
新株予約権の行使期間	平成25年9月13日～平成28年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,245 資本組入額 623
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社および関係会社の間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

決議年月日	平成23年11月14日
新株予約権の数(個)	905(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成23年12月2日～平成53年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 801 資本組入額 401
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		65,176,600		10,795		11,706

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 291,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,512,200	645,122	
単元未満株式	普通株式 373,400		
発行済株式総数	65,176,600		
総株主の議決権		645,122	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株（議決権26個）および60株、失念株式が100株（議決権1個）および20株含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式57株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地 1	291,000		291,000	0.45
計		291,000		291,000	0.45

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株（議決権1個）あります。

なお、当該株式数は上記 「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,661	16,050
受取手形及び売掛金	10,187	9,845
有価証券	10,911	12,347
商品及び製品	3,090	3,020
仕掛品	33	36
原材料及び貯蔵品	3,178	3,316
その他	2,422	2,100
貸倒引当金	189	208
流動資産合計	48,295	46,509
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,183	23,167
減価償却累計額及び減損損失累計額	12,709	13,084
建物及び構築物(純額)	10,474	10,083
機械装置及び運搬具	5,582	5,999
減価償却累計額及び減損損失累計額	4,609	4,876
機械装置及び運搬具(純額)	973	1,123
工具、器具及び備品	6,210	6,924
減価償却累計額及び減損損失累計額	5,182	5,596
工具、器具及び備品(純額)	1,028	1,328
土地	10,885 ³	10,860 ³
リース資産	286	276
減価償却累計額及び減損損失累計額	180	211
リース資産(純額)	105	65
その他	85	38
有形固定資産合計	23,552	23,499
無形固定資産		
のれん	397	312
その他	3,370	3,820
無形固定資産合計	3,768	4,133
投資その他の資産		
投資有価証券	11,906	11,858
その他	6,507 ²	5,628 ²
投資その他の資産合計	18,413	17,486
固定資産合計	45,734	45,118
資産合計	94,030	91,627

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,367	3,179
未払法人税等	1,654	632
賞与引当金	966	502
ポイント引当金	1,391	1,465
資産除去債務	3	4
その他	4,759	4,941
流動負債合計	12,142	10,725
固定負債		
退職給付引当金	2,155	1,721
役員退職慰労引当金	99	110
資産除去債務	485	489
その他	500	400
固定負債合計	3,240	2,723
負債合計	15,382	13,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,795	10,795
資本剰余金	11,706	11,706
利益剰余金	56,069	55,738
自己株式	306	360
株主資本合計	78,264	77,879
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	28
その他の包括利益累計額合計	5	28
新株予約権	377	327
純資産合計	78,647	78,179
負債純資産合計	94,030	91,627

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	71,885	68,396
売上原価	24,396	22,616
売上総利益	47,489	45,780
販売費及び一般管理費	41,937	42,317
営業利益	5,551	3,462
営業外収益		
受取利息	62	57
受取配当金	19	16
保険返戻金	-	15
雑収入	84	75
営業外収益合計	165	164
営業外費用		
持分法による投資損失	188	-
為替差損	53	59
貸倒引当金繰入額	-	148
雑損失	31	47
営業外費用合計	274	255
経常利益	5,443	3,371
特別利益		
固定資産売却益	4	4
補助金収入	15	-
負ののれん発生益	51	-
貸倒引当金戻入額	-	125
受取保険金	-	67
新株予約権戻入益	-	139
その他	1	-
特別利益合計	72	335
特別損失		
固定資産売却損	19	3
固定資産除却損	20	13
減損損失	54	45
店舗閉鎖損失	75	100
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	309	-
災害による損失	-	61
抱合せ株式消滅差損	-	143
その他	83	55
特別損失合計	563	422
税金等調整前四半期純利益	4,951	3,284
法人税、住民税及び事業税	2,018	996
法人税等調整額	176	412
法人税等合計	2,194	1,409
少数株主損益調整前四半期純利益	2,757	1,875
少数株主損失()	1	-
四半期純利益	2,758	1,875

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,757	1,875
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	33
持分法適用会社に対する持分相当額	103	-
その他の包括利益合計	105	33
四半期包括利益	2,862	1,842
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,863	1,842
少数株主に係る四半期包括利益	1	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,951	3,284
減価償却費	2,179	2,499
減損損失	54	45
株式報酬費用	65	89
のれん償却額	85	85
貸倒引当金の増減額（は減少）	14	25
賞与引当金の増減額（は減少）	548	474
ポイント引当金の増減額（は減少）	35	74
退職給付引当金の増減額（は減少）	173	448
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	14	10
受取利息及び受取配当金	81	70
為替差損益（は益）	60	69
持分法による投資損益（は益）	188	-
投資有価証券売却損益（は益）	0	7
投資有価証券評価損益（は益）	5	7
固定資産売却損益（は益）	15	1
固定資産除却損	74	67
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	309	-
抱合せ株式消滅差損益（は益）	-	143
新株予約権戻入益	-	139
売上債権の増減額（は増加）	384	363
たな卸資産の増減額（は増加）	163	61
その他の流動資産の増減額（は増加）	228	325
その他の固定資産の増減額（は増加）	209	55
仕入債務の増減額（は減少）	26	190
その他の流動負債の増減額（は減少）	589	422
その他の固定負債の増減額（は減少）	51	5
その他	14	0
小計	7,139	6,187
利息及び配当金の受取額	78	62
法人税等の支払額	3,569	2,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,648	4,200

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	1,000	-
有価証券の取得による支出	5,995	4,000
有価証券の売却及び償還による収入	5,499	1,502
有形固定資産の取得による支出	1,258	1,848
有形固定資産の売却による収入	65	30
無形固定資産の取得による支出	1,085	1,359
投資有価証券の売却及び償還による収入	0	1
関係会社出資金の払込による支出	600	-
関係会社株式の取得による支出	172	-
貸付けによる支出	95	90
貸付金の回収による収入	13	4
その他の支出	101	69
その他の収入	203	327
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,526	5,501
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	0	0
自己株式の取得による支出	0	53
配当金の支払額	2,185	2,182
その他	55	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,241	2,289
現金及び現金同等物に係る換算差額	50	59
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,170	3,649
現金及び現金同等物の期首残高	25,010	28,070
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	34
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,840	24,455

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更に伴う影響はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(退職給付引当金)

平成24年3月に税制適格年金制度が廃止されることから、当社および一部の国内連結子会社は、平成23年4月1日より税制適格年金制度から確定給付企業年金制度に移行しております。

なお、この制度移行に伴う営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(法人税率の変更等による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については37.96%に、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については35.58%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は97百万円減少し、法人税等調整額は96百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
流山工業団地協同組合の千葉県および株商工組合中央金庫からの借入金1,540百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。	流山工業団地協同組合の千葉県および株商工組合中央金庫からの借入金1,536百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
投資その他の資産「その他」	727百万円	732百万円

3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。	同左

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
現金及び預金	16,432百万円	16,050百万円
有価証券	11,407百万円	12,347百万円
取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える債券等	3,999百万円	3,942百万円
現金及び現金同等物	23,840百万円	24,455百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月9日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	36,749	21,205	57,955	13,930	71,885	-	71,885
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	36,749	21,205	57,955	13,930	71,885	-	71,885
セグメント利益又は損失()	5,460	1,697	7,158	335	6,822	1,271	5,551

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 1,271百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

第3四半期連結累計期間において、閉店の意思決定を行った店舗設備および除却予定の工場設備について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。この減損損失に関する報告セグメントごとの情報は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当社は、当社連結子会社である株式会社シャローネの株式を買い増し、完全子会社化いたしました。当該事象により負ののれん発生益を計上しておりますが、報告セグメントごとの情報は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	35,088	20,738	55,827	12,569	68,396	-	68,396
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	35,088	20,738	55,827	12,569	68,396	-	68,396
セグメント利益又は損失()	4,032	1,056	5,089	304	4,785	1,322	3,462

- (注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額 1,322百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等に係る費用であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、閉店およびリニューアルの意思決定を行った店舗設備について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。この減損損失に関する報告セグメントごとの情報は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	42円48銭	28円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,758	1,875
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,758	1,875
普通株式の期中平均株式数(株)	64,929,876	64,901,768
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	42円38銭	28円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	159,716	221,098
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第32期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当について、平成23年10月28日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 1,103百万円

1株当たりの金額 17円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社ファンケル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星野正司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。